

全国から参加しよう!!

[5.15沖縄平和行進と 普天間基地包囲行動]

1972年5月15日、沖縄は日本に復帰しました。しかし復帰後も多くの米軍基地が存在し、米軍関連の事故や事件が多発するなど、沖縄の人々は基地の重圧の中で生活しています。米軍基地の撤去を求めて沖縄を歩く「5.15平和行進」が、今年も5月12日から15日の日程で行われます。15日には、普天間基地の包囲行動も取り組まれます。全国の仲間の皆さん！平和行進と普天間基地包囲行動に参加してください。

普天間基地のヘリが大学に墜落

04年8月13日、米海兵隊普天間基地の大型ヘリコプターが、隣接する沖縄国際大学に墜落しました。ヘリコプターのプロペラは大学の校舎を削り取り、破損した機体の一部は400m先まで飛び散りました。

負傷者は出ませんでしたが、現場が住宅地の中であることを考えれば、大惨事になってしまっておかしくない事故でした。また墜落直後から一体を米軍が封鎖し、日本の消防や警察が近づけない事態が続きました。

SACOで普天間返還合意

普天間基地は宜野湾市の中心地にあり、市面積の25%を占めています。宜野湾市は基地のために、発展を阻害されてきました。また普天間基地では復帰後、70件以上の事故が起きています。

1995年の米兵による少女暴行事件を契機に、日米政府は「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を設置。米軍基地の整理などを検討して、96年12月に最終報告を発表しました。

このSACO最終報告には、普天間基地を5年から7年以内に返還することが盛り込まれました。しかしそれは、基地の県内移設を前提とするものだったのです。

辺野古への基地移設に反対

日本政府は普天間基地の移設先として、名護市辺野古沖に海上基地を建設する案を発表しました。辺野古には国際的に保護が叫ばれているジュゴンや、サンゴをはじめとした貴重な生物が生息しています。

この「命の海」を守るために、地域の人びとは8年に渡る座り込みで海上基地建設を止めてきました。また1997年に行われた名護市民投票では、ヘリ基地建設反対が多数を占めました。

基地撤去・県内移設反対の声を

普天間基地が危険なことは、米国も承知しています。03年11月に上空から普天間飛行場を視察したラムズフェルド国防長官は、「危険だ。そして老朽化している」と指摘しました。

その危険な普天間基地の撤去が進まない原因は、辺野古移設に固執する日本政府にあります。

そもそも、日本の防衛ではなく紛争地への投入を目的とする海兵隊が、沖縄に駐留する必要はありません。普天間基地の撤去・県内移設反対の声を上げましょう。

普天間基地の概要

太平洋戦争末期の1945年、米軍の沖縄占領と同時に接収。日本本土攻撃のための滑走路を建設。復帰後は、国の提供施設として使用されている。

所在地：沖縄県宜野湾市

面積：4,805（うち国有地333、市町村有地50、民有地4,422）千m²

宜野湾市総面積の約25%を占めている。

駐留部隊：第1海兵航空団・第36航空群

常駐機：合計71機

飛行機15機

KC130空中給油機/12機

C12S作戦支援機/2機 T39作戦支援機/1機

ヘリコプター56機

CH46ヘリ/24機 CH53ヘリ/15機

AH1W攻撃ヘリ/10機 UH1Nヘリ/7機

普天間基地の被害

ヘリによる騒音被害

タッチ・アンド・ゴー訓練のため、飛行場上空を30秒～5分間隔でヘリが旋回。早朝から夜間まで時間に関係なく、1～3時間継続して行われる。

飛行機による騒音被害

普天間飛行場所属のKC-130や嘉手納基地所属のP3C哨戒機による旋回飛行訓練。

またFA18ホーネット戦闘攻撃機が度々飛来。

事故

普天間飛行場所属航空機の墜落事故数は、復帰～平成15年3月末の合計が72件（うち飛行機6件、ヘリコプター66件）。復帰後の県内米軍航空機事故217件の33パーセントを占める。

普天間基地の事故

76年11月 4日	CH53ヘリが、渡嘉敷島近海に墜落、乗員4人が行方不明。
78年 3月 3日	CH46ヘリが、キャンプ瑞慶覧沖合に墜落、乗員4人が死亡。
80年10月 2日	滑走路に観測機が墜落。1人死亡。
12月19日	CH46ヘリが北部訓練場内に墜落。乗員1人が死亡。
85年 7月12日	CH53ヘリが国頭村の林道に墜落、乗員4人が死亡。
99年 4月19日	国頭村の北部訓練場沖合にCH53ヘリが墜落。乗員4人が死亡。
8月11日	UH1Nヘリがエンジンオイル漏れで、東村平良の運動場に不時着。
00年 8月 4日	KC130給油機の4つのエンジン中2つが止まり緊急着陸。
01年 2月 5日	基地上空で、訓練帰途中のCH53ヘリ2機が、空中接触。
02年 3月 4日	駐機場で、整備中のCH53ヘリが出火。
4月17日	離陸直後のCH53ヘリから燃料補助タンクが滑走路に落下。
8月 2日	CH53ヘリが、海上を飛行中にエンジントラブルで海岸に不時着。
03年 1月18日	米海軍P3C対潜哨戒機が訓練中に、カバーを普天間飛行場に落下。
6月20日	KC130給油機が、エンジン異常を示すランプが点灯し緊急着陸。
04年 8月13日	CH53ヘリが、沖縄国際大学に墜落

破綻している政府の基地移設設計画

ヘリ墜落事故直後から、那覇防衛施設局は、基地建設のためのボーリング調査を強行しようとしてきました。いま辺野古では、座り込みに加えて海上阻止行動が行われています。

こうして国が進めようとしている基地建設は、環境アセスメントに3～4年、埋め立てに9年半、滑走路・施設建設に2～3年、機能移設に1年半を予定しています。基地が完成するのは16年後なのです。これでは、すぐに撤去が必要な危険な普天間飛行場の代替にはならないのです。



普天間基地だけではない 沖縄米軍の問題点

都市型戦闘訓練施設の建設中止を

金武町のキャンプ・ハンセンでは、米陸軍による「都市型戦闘訓練施設」の建設が進んでいます。キャンプ・ハンセンではこれまでにも、流れ弾が民家に飛び込むなどの事故が発生してきました。今回建設される施設は、沖縄自動車道から250m、民家から300mの場所にあり、事故が発生すれば大惨事を招きかねません。金武町では、住民が一体となった反対運動が続いている。

下地島空港の軍事利用に反対

下地島には、3000mの滑走路を持つ空港があり、民間機パイロットの訓練に使用されています。この空港の建設に当たっては、復帰前の琉球政府と日本政府との間で「民間航空訓練及び民間航空以外の目的に使用させない」とした覚書が交わされました。ところがここ数年、米軍機の強行着陸が続いている。また下地島のある伊良部町議会が自衛隊の誘致を決議し、その後に撤回するという騒ぎが起きました。こうした動きに対して、下地島の人々は強く反対しています。

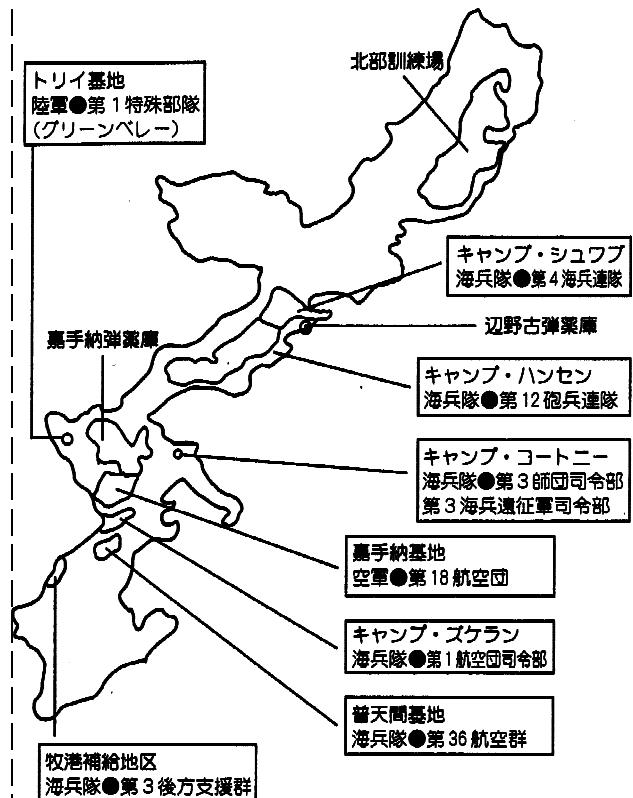
在日米軍基地の75%が沖縄に

日本には約51,000人の米軍兵士が駐留していますが、このうち約21,000人が沖縄県に配備されています。米軍施設の面積は、全沖縄県面積の約10%、本島面積の18%を占めています。日本国土の0.6%しかない沖縄県に、在日米軍基地の75%が集中しているのです。県の中心を基地が占めていることで、沖縄県民は生活の不便を強いられ、経済発展を阻害されています。また戦闘機の爆音や墜落事故、訓練中の流れ弾や火事、米兵による犯罪などの不安にさらされています。

なぜ沖縄に海兵隊がいるのか

沖縄に駐留する米軍の中心は海兵隊です。沖縄の海兵隊は04年にはイラクに派遣され、ファルージャ攻撃などに加わりました。また同じく沖縄に駐留する陸軍第1特殊部隊(グリーンベレー)と共にフィリピンに派遣され、イスラム武装組織の掃討作戦に参加しています。海兵隊は侵攻型の軍隊で、その任務は日米安保に基づく日本防衛ではありません。中東から東アジアにかけての地域に、米国が軍事介入する時のために沖縄に駐留しているのです。

沖縄の米軍基地



少女暴行事件

1995年9月4日、3人の米軍兵士が12歳の女子小学生を誘拐し暴行する事件が発生しました。米兵たちはレンタカーを使い、用意した粘着テープで目や口をふさぎ、手足を縛り、1.5キロ離れた場所まで連れて行って少女を暴行しました。

沖縄県警は逮捕状を取り、米軍に3人の引渡しを求めました。しかし米軍は地位協定を理由に引渡しを拒否しました。地位協定では、このような事件は日本側に第一次裁判権があるものの、起訴するまでは日本が身柄を拘束できないことになっているのです。

この時、米太平洋軍司令官リチャード・マッキー大将は「レンタカーを借りる金で女が買えた」と、県民の心を逆なでする発言をしました。米軍の対応に沖縄県民の怒りの声は大きくなり、10月には宜野湾市で「米軍による少女暴行事件を糾弾し日米地位協定の見直しを要求する沖縄県民総決起大会」が開かれ、85,000人が参加しました。この大会では「米軍人の綱紀粛正と軍人軍属の犯罪根絶」「被害者への謝罪と完全補償」「日米地位協定の早期見直し」「基地の整理縮小促進」が要求されました。

沖縄県民の怒りに驚き、当時のクリントン米大統領は事件について謝罪しました。また反基地感情の拡大を懸念した日米両政府は、米軍普天間飛行場など基地の一部の返還合意に至りました。

米兵3人は9月29日、那覇地検によって那覇地裁へ起訴され、身柄は日本側へ引き渡されました。1996年3月には一審判決、10月には実刑が確定しました。

しかしその後も、米兵による女性への暴行事件は後を絶ちません。

復帰後におきた米軍関連の事件(一部)

- 1972年 8月 宜野湾市大謝名のバーで米兵が女性従業員を絞殺。
9月 金武村のキャンプ・ハンセンで米兵が軍雇用員男性を射殺。
12月 コザ市の特殊浴場で米兵が女性従業員を絞殺。
- 1973年 3月 コザ市のアパートで米兵が飲食店従業員の女性を絞殺。
- 1974年 7月 伊江村の軍射撃場で、米兵が草刈り中の男性に発砲。
10月 名護市の女性が就寝中に、強盗目的の米兵にブロックで殴られ死亡。
- 1975年 4月 金武村で米兵が女子中学生2人を暴行。
- 1978年 12月 名護市辺野古のキャンプで、演習中の米兵が民家に向け機関銃を乱射。
- 1979年 11月 金武村の民家に信号弾が落下。米軍は「兵隊のいたずら」と発表。
- 1982年 3月 金武町内の墓地で無職男性の他殺体。警察は容疑者米兵を逮捕。
8月 名護市辺野古で米兵が飲食店従業員の女性を絞殺。
- 1983年 2月 金武町のキャンプ・ハンセン内で米兵2人がタクシー運転手を刺殺。
- 1985年 1月 金武町の民家で、物取り目的の米兵が就寝中の男性を刺殺。
- 1991年 6月 沖縄市内の公園で米兵が男性を刺殺。
- 1992年 1月 民家に米兵3人が強盗。米軍に拘束された2人が基地内から逃走。
- 1993年 4月 金武町内で大工の男性が米兵に殴られ死亡。
7月 日本人女性暴行の疑いで基地外禁足処分を受けていた米兵が民間機で米本国へ逃亡。
- 1995年 5月 保険外交員の女性が米兵に顔面をハンマーで殴られ死亡
9月 米兵3人が少女に暴行。
- 1996年 1月 北谷町の国道で母子3人が海兵隊兵士の乗用車にはねられ、3人とも死亡。
- 1997年 8月 米軍兵士が女性のアパートに侵入し強姦未遂で逮捕。
- 1998年 10月 北中城村で米兵が女子高生をひき逃げ。
10月 米軍車両のワゴン車がミニバイクに乗った男性をひき逃げ。
- 1999年 6月 国頭村奥間で米兵が民家に侵入。
- 2000年 7月 米兵が就寝中の女子中学生にわいせつ行為。
- 2001年 6月 北谷町で米兵が女性を暴行。
- 2002年 12月 具志川市で海兵隊少佐が女性に暴行しようとして、強姦未遂で起訴。
- 2003年 5月 金武町で、米兵が女性を暴行。
10月 普天間基地所属の米兵3人が男性を襲って現金を奪う。

軍隊による支配が続いた 沖縄県の歴史

日本で唯一、地上戦を体験

太平洋戦争末期、沖縄県では地上戦が行われました。日本の各地も空襲を受けましたが、米兵が上陸して日本兵と戦い民間人が犠牲になったのは沖縄県だけです。米軍が攻めて来る中で、日本軍は沖縄の人々に戦争協力を強制しました。しかし日本軍は、沖縄の人々を守ろうとはしませんでした。それどころかスパイ容疑での処刑、集団自決の強制、集団虐殺など、多くの住民が日本軍の手で殺されたのです。

講和条約で日本から切り捨て

1951年のサンフランシスコ講和条約で、日本は独立しました。ところが沖縄は日本から分断され、米国の信託統治下に置かれることになりました。

1952年には米国政府が「土地収用令」を交付し、基地建設のために民間人の土地を強制収容しました。沖縄は、朝鮮戦争やベトナム戦争で、米軍の出撃基地として、また後方支援基地として使われました。米軍のアジア支配に必要不可欠な存在になっていたのです。

沖縄返還の欺瞞

1961年11月、佐藤栄作首相とニクソン大統領が会談し、沖縄の返還に関する「佐藤・ニクソン共同声明」を発表しました。その内容は「核ぬき・本土なみ・72年返還」でした。71年6月17日には日米間で返還協定が調印され、72年5月15日に沖縄の日本への返還が実現しました。しかし、「佐藤・ニクソン共同声明」には秘密合意議事録が存在し、実際には「核つき・基地自由使用返還」だったのです。そのため返還後も基地は削減されません。

民有地強制使用した米軍基地

本土の米軍基地は日本軍の基地であった場所を接收した例が多く、そうした土地の権利は国にあります。ところが民有地を接收して基地を作った沖縄では、地主が存在します。復帰後に日本政府は地主と賃貸契約を結んだ上で、米軍に提供しようとしました。しかし、基地への土地提供に反対する地主は「反戦地主会」を結成し、契約を拒否したのです。

これに対して日本政府は1972年に「沖縄公用地暫定使用法」を制定し、契約に応じない地主の土地を5年間強制使用できるとしました。5年後の77年には沖縄駐留軍用地特措法や地籍法を制定し、強制使用の期間延長を可能にしました。

1997年には、強制使用していた土地が一斉に使用期限切れを迎えることになりましたが、多くの地主が契約更新の拒否を表明していました。そこで政府は「沖縄特措法」を改訂し、地主の同意なしに土地の強制使用を可能にしたのです。

基地返還で合意はしたが

日米政府は1995年11月、「沖縄県に関する日米特別委員会」(SACO)を設置し、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小や、訓練・騒音・安全等に関する諸問題を検討し、96年12月に最終報告を発表しました。この最終報告では、土地返還 = 基地や訓練場など11施設、(計約5,000ヘクタール・米軍施設の21%) 訓練の中止 = 県道104号線越え実弾砲撃演習の本土移転、パラシュート訓練の移転、公道での行軍中止、騒音軽減 = 騒音や夜間飛行訓練の制限、航空機部隊の移転、地位協定の改善などが盛り込まれました。しかし、SACOで決められた普天間基地は、いまだに返還されていません。そもそも11施設のうち7施設が県内移転を前提にしており、沖縄の負担軽減にはつながらないのです。

米軍用地強制使用の歴史

- 1945年 終戦。米軍は沖縄の多くの土地を基地として占領。
- 1950年 朝鮮戦争が勃発。基地強化のため、沖縄全域で新たな土地接收。
- 1952年 布令第91号「契約権」公布。既に接收した軍用地の強制使用を認める。
- 1953年 布令第109号「土地収用令」公布。地主が契約を拒否しても、米軍が収用宣言すれば、土地を強制収用できる。これにより軍用地の新規収用が進む。
- 1956年 土地強制収用に反対する「島ぐるみ闘争」が始まる。
- 1972年 「公用地暫定使用法」制定。復帰前に公用地（軍用地）として使用されてきた土地は、地主の同意がなくても、復帰後5年間は継続使用ができる内容。
- 1972年 5月15日、沖縄が日本に復帰。
- 1977年 5月14日、「公用暫定使用法」の期限切れ。延長のための法改正が間に合わず、国は強制使用の法的根拠を失う。「空白の4日間」。
5月18日、「地籍明確化法」を制定。地籍・土地の境界が不明な土地で位置・境界が確定するまでの間、米軍・自衛隊に提供する必要のある土地は国が使用するという内容。
また付則で「公用地暫定使用法」の強制使用期限を5年から10年に改める。
- 1982年 5月14日、「米軍用地特別措置法」を適用し、5年間の強制使用を認める。
- 1987年 5月14日、「米軍用地特別措置法」を適用し、10年間の強制使用を認める。
- 1996年 3月末、楚辺通信所内の知花昌一さんの土地の使用期限が切れ、国の不法占拠が始まる。
- 1997年 4月17日、「米軍用地特別措置法」改正。
- 1999年 7月8日、「米軍用地特別措置法」再改定。市町村長、県知事に委任していた強制使用手続きの「代理署名」「公告縦覧」手続きを、総理大臣が処理する事務とした。
- 2000年 4月 防衛施設局が、01年3月に使用期限が切れる楚辺通信所などの強制使用手続きを開始。
- 2002年 1月 那覇防衛施設局が、03年9月に使用期限が切れる伊江島補助飛行場や嘉手納飛行場などの強制使用手続きを開始。
- 2003年 11月 「改定特措法は違憲だ」とした反戦地主の訴えを、最高裁が退ける。
- 2004年 2月 那覇防衛施設局が、普天間基地・那覇軍港など使用期限が切れた11施設の暫定使用の更新手続き。
- 2005年 1月 那覇防衛施設局が、5月に使用期限切れとなる楚辺通信所の強制使用認定手続きを開始。
5月 楚辺通信所が期限切れとなる。

「5.15平和行進」「普天間基地包囲行動」の日程

5.15平和行進

- 全国結団式 5月12日(木) 14時～15時 県立武道館アリーナ
平和行進 5月13日(金)～15日(日)
総括集会 5月15日(日) 11時30分～12時30分 森川公園

普天間基地包囲行動

- 基地包囲 5月15日(日) 14時～15時
成功宣言県民大会 5月15日(日) 16時30分～17時30分
宜野湾市海浜公園野外劇場

米軍基地は必要なのか 日米安保条約の問題点

在日米軍は世界最大

日米安保条約に基づき、日本には米軍が駐留しています。在日米軍の兵士は51,000人以上、基地や施設は約130か所に及びます。神奈川県・横須賀基地には、空母キティーホークが配備されています。米海軍は12隻の空母を保有していますが、海外に母港があるのはキティーホークだけです。沖縄県には海兵隊第3師団が駐留しています。海兵隊には3つの師団がありますが、海外に司令部があるのは沖縄だけです。青森県の三沢市にはF16戦闘爆撃機を主力とする空軍第35戦闘航空団が存在します。在日米軍は海外に展開する米軍として、最大の規模なのです。

思いやり予算と米軍

日本政府は米軍駐留経費の75%、2,441億円(04年度)を「思いやり予算」として負担しています。「思いやり予算」は 基地内日本人従業員の給与、 基地施設や軍人家族住宅の建設、 基地の水道光熱費 に当てられています。日米安保条約や地位協定では、これらは米国の負担とされています。また米軍基地・施設・訓練場の土地は、日本政府が無料で提供しています。この土地代を含めれば、日本の負担は6,000億円以上と言われています。米軍が日本に駐留し続ける理由の1つに、「思いやり予算」があります。在日米軍が本土に引き上げれば、この額を自国の予算で負担しなければならないからです。

独立と引き換えに基地提供

1951年、日本はサンフランシスコ講和条約を調印しました。これにより占領は終了し、日本は独立主権国家として国際社会に復帰しました。

この時同時に、日米安全保障条約(旧条約)が結ばれました。旧条約は、米軍の日本駐留は認めるが米軍に日本防衛の義務がない、日本の内乱にも米軍が介入できるなど不平等なものでした。

こうした点を改善して、1960年、日米安全保障条約(新条約)が結ばれたのです。安保条約は第5条で「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。」としています。また第6条で「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」とされています。

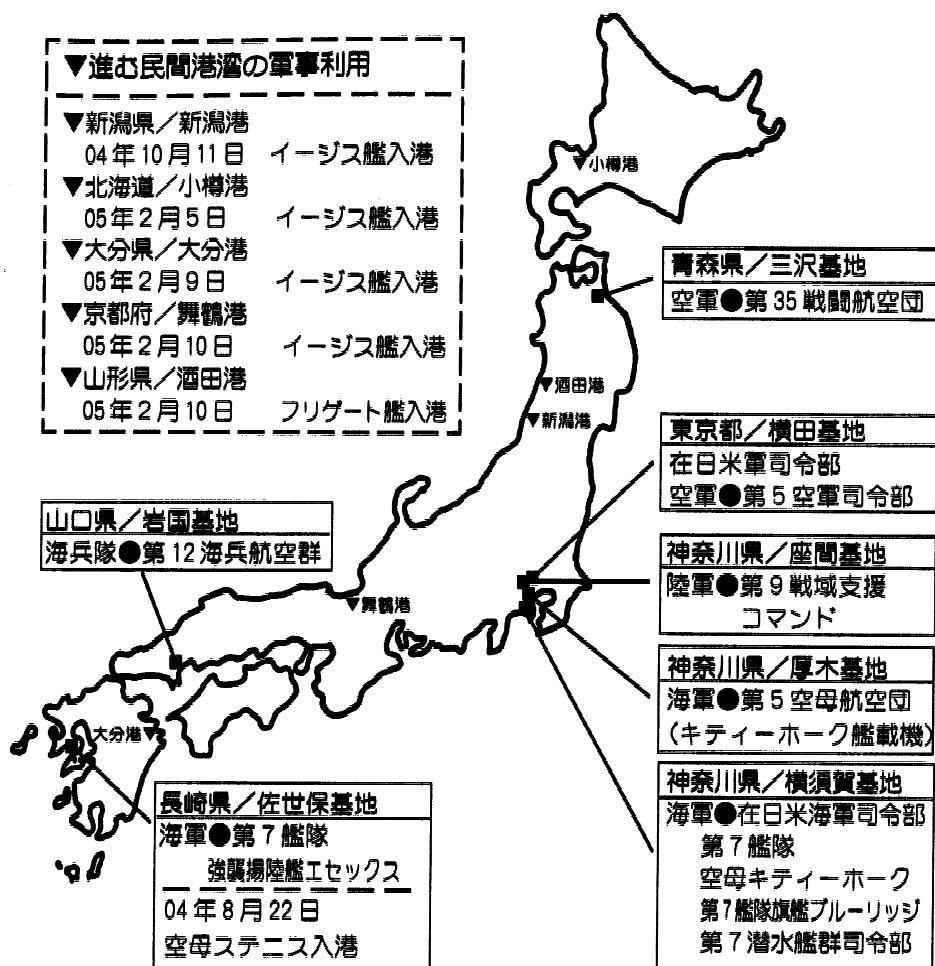
日本に米軍基地が存在するのは、この第6条が根拠となっています。

在日米軍は何のため

日本の基地からの米軍の軍事行動は、「極東」に限定されているのです。では、イラクは極東でしょうか? 在日米軍がイラクで戦争するのは、日米安保に違反します。ところが、日本政府は米国を批判するどころか黙認しています。外務省は「在日米軍は通常の行動として日本を出発し、日本の領域をでたところで作戦行動に入った。条約には違反しない」というのです。

朝鮮戦争やベトナム戦争、また中国やソ連との冷戦の中で、在日米軍基地は米国にとって必要不可欠なものになってきました。日本の基地提供がなければ、イラク侵攻にも支障をきたしたでしょう。一方の日本は、米国の軍事支援を必要とする危機に見舞われたことはあったでしょうか。日本が米国に守ってもらうのではなく、日本が米国の戦争政策を支援してきるのが、日米安保の実態なのです。

米軍基地の現状と軍転換



日米間で協議されている在日米軍強化

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|------------------------------|
| ■横須賀基地へ | ■座間基地へ | ■横田基地へ |
| ○2008年に原子力空母を配備する。 | ○陸軍第1軍団司令部を米本土から移転する。 | ○第5空軍司令部と第13空軍司令部(ハワイ)を統合する。 |
| ○イージス艦を増強し、日本海に2隻常駐させ、ミサイル防衛に対応させる。 | ○同司令部は太平洋全域を統括する。 | ○航空自衛隊総隊司令部を移転する。 |

編集・発行

フォーラム平和・人権・環境

東京都千代田区神田駿河台3-2-11

電話 03-5289-8222 FAX 03-5289-8223